

《論説》

「情報知的財産権」の登場と日米の法的諸問題

——最近の日米重要判例を中心に——

牧野和夫

最近起きたアメリカの産業スパイ法違反事件で日本の遺伝子研究者2名が起訴されたことは、日本の遺伝子研究界に大きな衝撃を与えた。アメリカの産業スパイ法違反の場合の最高刑は、懲役15年である。これに対して、日本では、有体物を盗む場合には、通常の窃盗罪（10年以下の懲役）として処罰される可能性があるのに対して、単にソフトの情報自体を盗む行為に対しては、現行法上では処罰が難しい。

この産業スパイ法違反事件は、財産的な価値を持つソフト情報に対する日本の法制度の不十分さを示唆するものとして非常に興味深い。空気・水や安全と同様に、日本ではこれまで情報に対して相応の資産価値が認識されていないと指摘されてきた。一般的に言えば、アメリカでは、資産価値ある情報を含む知的財産権の保護が非常に厚いのに対して、日本では、そうした知的財産権の保護が十分でないと言われてきた。

ところが、最近では、日本でも知的財産権とりわけ資産価値ある情報の保護を強化する判例がいくつか登場してきた。アメリカでもナップスターなどネット上の音楽ソフト無料交換システムに対して違法を前提としたデジタル著作権の保護を強化する判断が下されている。

ここでは、財産的な価値を持つソフト情報に対する知的財産権のことを「情報知的財産権」（Informational IP=iIP）と新たに呼ぶことにしよう。本稿では、最近の日米重要判例の中で、「情報知的財産権」の保護を強化するものを掲げて、その判例のいままでの知的財産権の判例の歴史における位置付けを明らかにし、その意義について解説を試みるとともに、日米の法制

度の差異にも言及し、今後の方向性も示したい。すなわち、第一に、米国連邦裁判所のナップスターに対する仮処分命令、第二に、日本の資格試験予備校によるコンピュータソフトウェアの組織内違法コピー損害賠償請求事件に対する東京地裁判決、第三に、車両情報を収録したデータベースの無許可複製に関する民事訴訟における東京地裁判決（中間判決）、さいごに、日本政府による産業スパイ対策として新たに制定が検討されている「知的財産基本法」及び「情報窃盗罪」について論じる。

1 米国連邦裁判所のナップスターに対する仮処分命令

最初に、アメリカにおけるデジタルコンテンツ（デジタル著作権）の法的保護の強化の例として「ナップスター」事件を挙げる。「ナップスター」は、最近アメリカで普及した個人間で音楽ソフトを無料で交換することができる全く新しい技術である。ナップスター社のサーバーのファイルリストを中継して、他の会員のマシンのハードディスク上に保存してある好みの音楽ソフトを見つけだして、当該音楽ソフトをリクエストする会員のマシンへそのソフトを送信するもので、ネット上でMP3技術で約10分の1に圧縮された音楽ソフトを会員間で無料で交換する仕組みになっている。最新音楽がCDを購入せず無料でダウンロードして楽しめることから、ナップスターは米国内で特に大学生を中心に急速に普及した。大学によっては、インターネットの利用のほとんどがナップスターからの音楽ソフトのダウンロードに占められることからナップスター使用禁止とする大学も出てきた大きな社会問題になっている。

2000年7月26日、サンフランシスコ連邦地裁は、音楽ソフト無料交換サイトを運営する米ナップスター社に対し当該サービスを停止する仮処分命令を下したが、ナップスター社は控訴し、7月28日、連邦控訴第9巡回区裁判所は当該仮処分命令執行の猶予を漸定的に認めた。⁽¹⁾

この控訴に対して、2001年2月12日、米連邦控訴審第9巡回区裁判所（サンフランシスコ市所在）は、判断を下し、インターネット上の無料音楽交換

サービスを提供するナップスター事件で、同社のサービスがレコード会社の著作権を侵害している可能性が高いと判断して、同社に対してサーバー停止の仮処分の申し立てを行なっているアメリカのレコード会社のなどの訴えを認め⁽²⁾た。ただし、サーバー停止の仮処分の範囲については、著作権を侵害している楽曲に限定した。つまり、ナップスター社は、レコード会社が著作権を侵害していると提示した楽曲についてのみ無料交換サービスを中止すべきでと判断し、全面的にサーバーの停止を仮に命じた連邦地裁の2000年7月の仮処分命令をそのまま執行せずに、同仮処分命令の内容は「範囲が広すぎる」として連邦地裁へ差し戻した。

その後、2001年3日に、連邦地裁は、著作権で保護されている楽曲の無料交換停止を命じたが、ナップスター社側で、技術的にこの命令に従うことが100%出来ていないと判断して、2001年7月12日に、ナップスター社に対して、無料音楽交換サービスを全面的に停止することを命じた。

その後、ナップスター社が控訴し、連邦控訴裁判所は、控訴裁の最終判断まで、地裁命令を凍結することを仮に決定している。なお、ナップスター社の無料音楽交換サービスは、既に2001年7月1日より楽曲の仕訳けソフトの導入により自主的に同サービスを停止しており、2001年8月19日時点では、同サービスは再開されていないことを付言しておく。

ナップスター社側は「我が社のサービスは合法であり、2000年7月の連邦控訴裁の判断は誠に遺憾である。今後は独ベルテルスマン以外のレコード会社との業務提携を検討する。」との声明を発表している。

この裁判では、私的使用がどこまで合法的に許されるかが中心論点であるが、私的使用の範囲は一律に規定できない点で、著作権法では最も難しい分野と言われている。全米レコード協会（RIAA）は、ナップスター社のサービスは、著作権で保護された音楽ソフトを著作権者の許可なしに会員間で送信するので、違法送信（アメリカ著作権法上は違法実演）を手助けする「寄与侵害」などを主張する。これに対して、日本の著作権法上では、「公衆送信権」によってネット上の違法音楽ソフト配信行為に対して一斉に網を掛け

ることが可能であろう。⁽³⁾

これに対しナップスター社側は、同社サービスは既に購入した音楽CDのソフトを登録会員同士で貸し借りするもので、私的使用の範囲に属する合法的使用と主張している。根拠として「1992年連邦オーディオ・ホーム・レコーディング法」で規定する「私的使用」に該たる合法的な使用としている。既に5,000万人ともいわれる利用者数から考えると、同社サービスが同法の「私的使用」といえるかどうか難しいが、たとえば、「エイムスター」と呼ばれるプロバイダーが提供するお友達リストに掲載された限定された利用者との音楽ソフトの無料交換の場合には、「私的使用」といえる可能性は比較的高くなるだろう。

他方日本の著作権法では、「私的使用のための複製」が31条で認められているが、「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」として「限られた範囲内」での私的使用を認めている。ナップスター社のサービスが「限られた範囲内」での私的使用と言えるかどうか日本が日本で問題となるだろう。

「ナップスター」の著作権問題の解決策としては、無料サービスを有料サービスへ切り替えて、使用料を著作権者へ納めるというやり方が考えられる。ドイツのマルチメディア大手のベルテルスマン社は、ナップスター社と和解して、同社と共同で音楽の有料配信事業を開始する（使用料は1ヶ月あたり4.95米ドル）と発表した。Napsterを利用した音楽ソフトの無料交換システムは、欧州においても利用者が増加してCDの売上などが影響を受けるなど問題になっており、ドイツのベルテルスマン社の音楽部門であるBMGも、アメリカでのNapster訴訟の原告団に加わっていた。しかしながら、2000年11月に、ドイツのベルテルスマン社は、Napster社と和解し、一転して音楽の有料配信事業で同社と提携することを発表した。Napster社は、ベルテルスマン社の音楽を月額4.95米ドルで有料サービスに切り替えることを発表した。また、その有料システム開発のために、ベルテルスマン社がNapster社へ出資することも発表した。⁽⁴⁾

他方、以前カセットプレーヤーやビデオデッキが登場した際にもハード機器への課金により著作権問題は解決された。「ナップスター」の場合もその延長線上で解決策を検討することは可能と思われる。既に欧州では、著作権使用料をパソコンの購入者から徴集しようとする動きもある。ベルギーは2001年内にもパソコン1台あたり500ベルギーフラン（約1,300円）を徴集する方向で検討している。フランス、オーストリア、ギリシャも検討を開始した。⁽⁵⁾

ところで、「ナップスター」など音楽ソフト無料交換手法は、著作権侵害で違法の可能性が高いと一般に考えられているが、その仕組みは社会的に有益な面があることを忘れてはならないだろう。たとえば、著作権法で保護されないアマチュア作家（いわゆるインディーズと呼ばれる）の音楽ソフトの交換、コンピュータ・ウイルスの最新情報の入手、あるいは、ヒトゲノムなど遺伝子情報の交換などの社会的に有益な利用が現実に行なわれている。

なお、「ナップスター」以外の音楽ソフトの無料交換サービスでは、「グヌーテラ」（映像や文字ソフトの交換も可能）や「フリーネット」が、映画ソフトでは、「スカウアー」（音楽ソフトの交換も可能）が、ゲームソフトでは、「スワプー」がアメリカで急速に普及している。とりわけ「グヌーテラ」は、ソフト交換のセンターとなるサイトやサーバーを持たず、専用ソフトをインストールした個人のマシン間で自動的にソフトの無料交換が行なわれる。ピア・ツー・ピアと呼ばれるこの手法では、著作権侵害の主体が明確でないので訴訟などの法的措置を講ずる場合には、被告とすべき対象が不明確であるという大きな問題がある。今後法的な議論が必要となろう。

2 日本の資格試験予備校によるコンピュータソフトウェアの組織内違法コピー違反損害賠償請求事件に対する東京地裁判決

つぎに、日本でコンピュータソフト著作権侵害による損害賠償請求事件において、デジタル著作権の保護を一步進めた日本の判決を紹介しよう。米系

大手ソフト会社三社が組織内で違法にソフトウェアを複製されて、その著作権を侵害されたとして大手資格試験予備校へ損害賠償を求めていた裁判で、5月16日、東京地方裁判所は、ソフト会社の訴えを一部認めて、資格試験予備校に対して総額8,472万400円の損害賠償の支払いを命じる判決を言い渡した。ただし、東京地方裁判所は、コンピュータ・プログラムの使用の差止め請求や抹消を認めずに、原告の請求金額の約7割に相当する約8,500万円の損害賠償⁽⁶⁾を認めた。被告の大手資格試験予備校は、直ちに控訴を行なった。

ビジネスソフトウェアの権利保護を目的とした非営利団体である、ビジネスソフトウェア・アライアンス（BSA）は、「組織内の違法コピーを認めた国内初の判決」であるとした。

原告は、米アップルコンピュータ社、米アドビシステムズ社及び米マイクロソフト社の3社である。BSAによると、被告の大手資格試験予備校は、3社のソフトを違法に複製して業務に使用しており、コピー防止機能を回避できるソフトを導入して、組織的に違法コピーを使用していたということである。

東京地裁の判決は、正規ライセンスを購入すれば損害賠償は不要であるとする被告大手資格試験予備校の主張を認めず、正規ライセンスの小売価格を算定基準とした損害賠償の支払いを被告大手資格試験予備校に命じた。

この判決の第一のポイントは、著作権侵害による損害賠償の算定基準について、正規ライセンスの小売価格を基準としたことである。つまり、今迄は、著作権利者が被った損害という主旨で、ソフト会社から販売店への卸価格（小売価格のたとえば60%）を基準に算定されるべきと解釈されていた。それでは、利用者の方では、100%の小売価格を支払って、ソフトを正規に購入するよりは、違法に複製して使用し、ソフト会社から請求されてから小売価格のたとえば60%を支払えば済んでしまい、まさに「侵害得」の状況を呈していたのである。

第二のポイントは、損害賠償請求の対象となったコンピュータが、事前の証拠保全手続で確認された136台のみならず、被告会社に当時存在した219台

分のすべてを対象としたことである。1999年5月20日に実施された証拠保全
 手続により、合計219台のコンピュータが被告会社に存在することが確認さ
 れ、このうちの136台を対象に検証が行われた。この中の記憶装置上に多数
 のコンピュータ・プログラムの無断複製がされている事実が確認されたこと
 を根拠とする判断がなされた。⁽⁷⁾

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス（BSA）は、5月21日、世界に
 おける2000年のビジネスソフトウェアの不正コピー率は前年1999年の36%か
 ら1%上昇して、37%であったと発表した。世界のソフトウェア不正コピー
 率が6年ぶりの上昇を見せた理由としては、ソフトウェアの違法コピーの減
 少傾向が頭打ちになったのではないかと理解されている。

他方で、不正コピーによる損害額は前年2000年の122億ドルを3.5%下回る
 約118億ドルへ減少した。ただし、BSAは、「こうした損害金額の減少は、
 違法コピー行為の発生件数の減少によるものではなく、景気の後退に伴うソ
 フトウェアの価格の低下によるものであろう」とコメントをしている。

不正コピーによる損害額の118億ドルのうち、米国、アジア太平洋地域、
 西ヨーロッパが87%を占めている。昨年2000年のアジア太平洋地域における
 不正コピー率は51%で、損害額は全体の35%である約41億ドルであった。日
 本の不正コピー率は37%、韓国では56%、中国では94%であった。不正コピ
 ー率が高い国は、ベトナム（97%）、中国（94%）、インドネシア（89%）の
 順であった。他方、損害額が大きい国は、日本（16億ドル）、中国（11億ド
 ル）、韓国（3億200万ドル）の順であった。なお2000年、最も盛んに違法コ
 ピーが行われた地域は東ヨーロッパであり、不正コピー率は63%であった。
 また、北米では不正コピー率が25%で世界で最低である一方で、損害額が29
 億ドルであった。

こうしたコンピュータ・ソフトウェアの違法コピーや使用は、著作権法違
 反による民事上・刑事上の責任などの法的な責任が発生するとともに、深刻
 な社会問題として論じられている。なぜなら違法コピーが行われず正規にラ
 イセンスが購入された場合を想定すれば、ソフトウェアの売上げが増加し、

そのために必要な雇用も増加し、さらには政府の税収も増加するからだ。つまり、こうした違法コピーは、毎年ソフトウェア産業と各国の雇用や税収に多額の損失をもたらしているともいえる。のみならず、BSAは、このような不正行為によって、製品開発の意欲を削ぐ可能性があるものと注意を促している。

こうした違法コピーは、従来は、パソコンの販売店が顧客へ販売するパソコンに無償でソフトをインストールしたり、あるいは、CD-ROMなどに違法コピーを焼きつけて、そのCD-ROMを路上で販売するなどが多かったのが、最近では、インターネットの普及や広域ネットワークの発達により、インターネット上に違法サイトを開設して、ソフトウェアの違法コピーを配付したり、あるいは、企業や政府などの組織内システム（LAN（Local Area Network）環境など）を通じて行われる場合が増えている。

たとえばワンユーザー用のパッケージソフトをひとつだけ購入して、それを社内コンピュータシステムのLAN環境に置き、複数のマシンで複数の社員が使用することは、著作権侵害にあたるだろう。通常の使用許諾契約では、1CPU（マシン）に対して一つのライセンスを購入することが要求されているからだ。著作権者の使用許諾の範囲を超えた複製権や公衆送信権の侵害にあたるだろう。

これまで、日本の著作権法（昭和45年5月6日法律第48号、平9一法86改正）における、コンピュータソフトウェアをはじめとする著作権侵害に対する損害賠償制度は、権利者側への救済がアメリカに比較して不十分であり、残念ながら、コンピュータソフトウェアをはじめとする著作権侵害がいわゆる「やり得」や「侵害得」と一般に考えられている。というのも、著作権侵害に対する損害賠償金額がアメリカに比較して一般に低く、しかも、コンピュータソフトウェアの場合には、その小売価格の一部の「卸価格」に止まると解釈されていたからである。これでは、違法コピーを抑制し、正規のコンピュータソフトウェアを購入する動機付けを喚起することが難しいであろう。この観点から、今回の東京地裁の判決の意義は、極めて大きいものと言えよ

う。

たとえば、企業内で（過失ではなく）意図的かつ組織的にコンピュータソフトウェアが違法に複製・使用された場合を想定してみることにしよう。アメリカでは、故意侵害の場合と過失侵害の場合とでその損害賠償金額の算定基準に明確な差異を設けている。⁽⁸⁾すなわち、著作権侵害が故意に意図的に行われた場合には、アメリカでは、権利者の被った実損害（actual damages）および侵害者の得た不法な利益（profit）に代えて、それらの代わりに、権利者たる原告は、法定損害賠償（statutory damages）の支払いを求めることができる。法定損害賠償（statutory damages）は、通常は、1つの著作権侵害（コンピュータソフトウェアの場合には、一つの違法複製物）に対して各々最低金額250ドル（1ドル120円換算で約3万円）から最高金額1万ドル（1ドル120円換算で約120万円）である。これに対して、著作権侵害について「害意（willfulness）」が認められる場合には、裁判所の裁量により、1つの著作権侵害（コンピュータソフトウェアの場合には、一つの違法複製物）に対して各々最高金額5万ドル（1ドル120円換算で約600万円）までの法定損害賠償（statutory damages）を認められる。⁽⁹⁾この場合の法定損害賠償（statutory damages）は、一種の懲罰的損害賠償に近い性格を有する。こうして、アメリカでは故意侵害の場合と過失侵害の場合とで著作権侵害に対する損害賠償額に明確な差異を設けており、この点でコンピュータソフトウェアの著作権侵害のいわゆる「やり得」や「侵害得」を防止する効果を挙げている。

これに対して、現時点の日本の著作権法（昭和45年5月6日法律第48号、平9一法86改正）における損害賠償制度の下では、コンピュータソフトウェアの著作権侵害が行われた場合の権利者側への救済は、一般には、著作権法第114条第1項の損害の推定規定である「侵害者の得た利益」とその多数説の解釈により、「売上高から原価・販売費・一般管理費を控除した純利益」と解されており、⁽¹⁰⁾これらの金額は通常、コンピュータソフトウェアの小売価格のたとえば40%前後と低額なものである。⁽¹¹⁾したがって、コンピュータソフ

トウェアの著作権の侵害者にとっては、違法複製、頒布や使用などの著作権侵害行為を行ったとしても、発覚しなければコンピュータソフトウェアの対価を一切支払う必要はないし、また、万一発覚した場合でも、コンピュータソフトウェアの小売価格のごく一部（小売価格の40%前後と低額）の損害賠償金額を支払えば良いわけである。これでは、違法コピーの抑制および正規のコンピュータソフトウェアを購入するインセンティブが働くすべはない。したがって、正に、真面目にコンピュータソフトウェアを購入する「正直者が馬鹿を見る」損害賠償制度になっていると言わざるを得ず、この点について何らかの見直しをすることが必要であった。加えて、最近では、インターネット上のコンピュータソフトウェアを含むデジタル著作物の違法コピー・頒布(12)が大きな問題となっている。インターネット上では、電子化された著作物がオリジナルと同じ品質で不特定多数の人に対して瞬時に違法コピー・頒布することが可能であるので、従来の著作権とは質の異なる極めて悪質なものであり、この観点からも早期の日本の著作権法の損害賠償制度の見直しを求められていたのである。

3 車両情報を収録したデータベースの無許可複製に関する民事訴訟における東京地裁判決（中間判決）

日本でも、「情報知的財産権」(iIP)つまり財産的な価値を持つソフト情報(13)に対する知的財産権を保護する判決が登場してきた。

先日東京地裁でデータベースの法的保護で画期的な判決（中間判決）が下された。すなわち、車両の情報を収録したデータベースの無許可複製に関する民事訴訟で、「情報の選択や構成に創作性がなく、データベースの著作物とは認められない場合であっても、人が費用や労力をかけてデータベースの収集・整理を行った場合に、そのデータベースを無断で複製して販売する行為は、公正・自由な競争原理で成り立つ取引社会において著しく不公正な手段を用いて他人の法的保護に値する営業活動上の利益を侵害する行為として、不法行為を構成する」旨の中間判決を下された。従来は、データベースは、

企業秘密として管理されている場合に「営業秘密」として不正競争防止法で保護されるか、あるいは、情報の選択や配列などの編集部分で著作権法上の独創性を持つ場合にその編集部分のみ著作権により保護されるか、いずれかの法的保護を受けるしかなかった。今回の東京地裁の判決では、公開された情報であって「営業秘密」でなくてもデータを収集・選択・配列する労力と時間などの投資に対して一定の法的な保護を認める画期的なものである。なお中間判決は、裁判所の段階的な判断を示すのみであり、最終的な判決ではないので法的な拘束力はない。損害額などは終局的な判決の中で認定されるのである。

「データベースの法的保護」は、基本的には、データベースに対する投資（データベースを作成するために要した費用や時間などの投資＝Sweat on the Brow 額に汗して完成したその努力）を保護するものだ。本来データベースは、客観的な情報を目的に応じて検索し易く整理したものであるため、データベースのうち「データ」自体については、公になっていて誰でも入手できる情報やデータ（コンテンツ）であれば、その第三者による利用を法的に禁止することは難しい。誰でもその情報やデータ（コンテンツ）自体は入手することも出来るし、そのデータベースと同じような形で整理することができるからだ。他方で、その情報やデータ（コンテンツ）が公になっておらず企業秘密になっている場合には、トレードシークレット（企業秘密）として保護することが可能になる。

ここで整理をすると、理論的には、データベースの法的保護は、三つの観点から可能だ。第一に、その情報やデータ（コンテンツ）が公になっておらず企業秘密になっている場合には、トレードシークレット（企業秘密）として保護することが可能になる。

第二に、データベースの独創的な構造や整理方法に対して、データベース著作物として保護する方法がある。ただし、著作権による保護には限界がある。つまり、独創的な編集の部分（配列や整理の方法の部分）についてのみ著作権が認められ、第三者がその編集の部分を不正に複製したり利用するこ

とのみが禁止されるので、第三者がデータ（コンテンツ）のみを抜き出して利用することまでは禁止できないからだ。

そこで問題は、データベースのコンテンツ自体を法的に保護して、第三者が勝手に利用できないような新たな権利が認められているかどうかだが、この点については、欧州では、1996年3月に、データベースの保護に関するEU指令（EU Directive 95/46/EC）が採択され、データベースのコンテンツ自体に対して著作権（編集権）とは別個の財産権を認めており、スイ・ジェネリス権（Sui Generis Right）と呼ばれる。コンテンツの取得等で量的・質的に相当な投資を要するデータベースの制作者に対して、そのデータベースのコンテンツの全部もしくは一部の抜き取りや再利用を第三者に対して禁止する権利を与えるものだ。⁽¹⁴⁾ 今回の東京地裁判決は、欧州の「スイ・ジェネリス権」と類似のデータベースに関する権利を認めたものとして、注目される。

4 日本政府による産業スパイ対策として新たに制定が検討されている「知的財産基本法」及び「情報窃盗罪」について

最近のアメリカの産業スパイ法違反事件は、財産的な価値を持つソフト情報に対する日本の法制度の不十分さを示唆するものとして非常に興味深い。

先日アメリカでは、産業スパイ法違反容疑で、2人の日本人遺伝子研究者が起訴された。1982年のIBM産業スパイ事件を想起させる事件だ。IBM産業スパイ事件では、IBMの機密情報（コンピュータ本体と周辺装置の開発情報など）を入手しようとしてFBI（アメリカ連邦捜査局）のおとり捜査により、日本企業の社員が逮捕された。アメリカのプロパテント戦略が推進されたのは、1981年のヤングレポートからであるから、IBM産業スパイ事件は、アメリカのプロパテント戦略と日米の知的財産戦争の激化と密接に関連していると言われる。今回も背後には遺伝子研究分野での日米間の熾烈な競争があるといわれており、今後の事件の展開が注目される。

アメリカの産業スパイ法では、企業秘密を無断で持ち出した場合には、それが遺伝子サンプルなど形のある財物であろうと形のない電子情報であっても、最長で懲役15年の刑に処せられる。これに対して日本では、遺伝子のサンプルなど有体物の「財物」である企業秘密を持ち出す場合には、刑法上の窃盗罪（10年以下の懲役）で処罰されることは別として、有体物でない電子情報そのものを複製などにより無断で持ち出した場合には、不正競争防止法により民事的な救済（損害賠償と差止め請求）はあるものの、刑罰は規定されていない。つまり、日本で刑法上の窃盗罪に該当するためには、単に電子情報自体を盗んだだけでは足りない。フロッピーなどの媒体に記録して媒体ごと持ち出すことが必要だ。たとえば、自分のパソコンを持ち込んでデータを無断でコピーして持ち出しても、現行の日本の法律では、処罰規定がないことになる。財産的な価値で比べるとはるかに大きい電子情報自体を盗んだだけでは窃盗罪に該当せず、財産的な価値では比較的小さい媒体を盗まないと窃盗罪に該当しないというのはいささか不合理である。

こうした「情報知的財産権」（iIP）の保護が不十分な状況下で、政府与党は、企業や大学が保有する先端技術分野の特許や開発途上の研究データなどの知的財産の保護強化のために「知的財産基本法」制定の検討を開始した。産業スパイ対策として新たに「情報窃盗罪」を設けて発明の不正な流出を防ぐことも検討されている。

- (1) 2000年7月29日付日本経済新聞。
- (2) 2001年2月13日付日本経済新聞。
- (3) 平成9年改正による日本の著作権法の強化について

平成9年の改正著作権法でインターネット時代のインターアクティブな送信へ対応するために「送信可能化権」が新しく創設された。WIPO新条約（WIPO著作権条約およびWIPO実演・レコード条約）を採択するために必要な法的環境を整備するための改正である。最近増加しているインターネット上のデジタル著作物に対する著作権侵害に対処して、権利の執行を強化するために、平成9年に成立した改正著作権法では、「送信可能化権」が新しく創設され、デジタル著作物の保護が強化された。平成10年1月1日に施行された改正著作権法では、ネット上のサイト（サーバー）へデジタル著作物をアップロードする場合に、デジタル著

作物の権利者に「送信可能化権（公衆からの要求に応じて自動送信されるインターネット上に送信できる状態に置くことへ認められる権利）」を認めた（著作権法23条、92条の2、96条の2）。これにより、従来複製権の侵害では権利執行が困難とされていた（つまり、複製行為以前のこうしたサーバーへのアップロード行為を著作権法違反として規制することができなかった）、海外所在のサイバーへのデジタル著作物のアップロード行為や、企業など組織内のLAN（Local Area Network）環境下でのコンピュータ・ソフトの不正使用（RAM上への蓄積は複製ではないという有力説が存在していた）に対してライセンス契約の締結や使用料の支払いが必要とされることとなった。また、「送信可能化権」は、従来有線送信権が認められていなかったレコード製作者や実演者にも認められることとなった点で権利者保護を一歩進めたものである。

- (4) 2000年11月8日付け日本経済新聞朝刊。
- (5) 2001年1月22日付け日本経済新聞朝刊。
- (6) H13.5.16 東京地裁判決 平成12（ワ）7932 著作権 民事訴訟事件。但し、本判決は控訴されており確定していない。
- (7) 2001年5月17日付け日本経済新聞朝刊。
- (8) ARTHUR R. MILLER & MICHAEL H. DAVIS, "INTELLECTUAL PROPERTY-Patents, Trademarks, and Copyright-In a Nutshell," at 403-407 (2d Ed. West 1990).
- (9) ARTHUR R. MILLER & MICHAEL H. DAVIS, "INTELLECTUAL PROPERTY-Patents, Trademarks, and Copyright-In a Nutshell," at 406-407 (2d Ed. West 1990).
- (10) 三山裕三「著作権法詳説〔第三版〕一判例で読む15章」at 190-191（東京布井出版 1998年）。
- (11) 「売上高から原価・販売費・一般管理費を控除した純利益」が通常、でコンピュータソフトウェアの小売価格の40%前後というのは、飽くまで目安として本稿に掲げたものもある。すなわち、コンピュータソフトウェアの「純利益」は、ソフトウェアの種類・製品やメーカーごとに異なるものであり、10%から60%までと多様であり、一概に何%とはいえない性格のものである点を付記しておきたい。
- (12) 牧野 和夫「アメリカ法務最前線—電子商取引法（EC Law）の現状について（4）—連邦法による法的インフラの整備」at 74-75（国際商事法務 Vol. 27, No. 1 1999）。
- (13) H13.5.25 東京地裁中間判決平成08年（ワ）第10047号損害賠償請求事件及び平成08年（ワ）第25582号不正競争行為差止請求事件。
- (14) 牧野和夫著、日経文庫「ネットビジネスの法律知識」（2001年日本経済新聞社）。